

助成金交付選考基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人タチバナ財団の選考委員会規程第10条に規定する助成金選考基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 助成金交付規程により助成金を申請した団体に対し、各助成金募集要項に定める団体の活動実績、必要とする事由などを助成金交付規程第6条に基づき提出された書類を総合的に判定し、助成金候補を選考する。

2 助成金交付選考基準の骨子は、次のとおりとする。

(1) 活動の実績に関する判定基準

地域に密着した活動実績があると見込まれること

(2) 活動の波及効果に関する判定基準

活動の発展性および継続的な波及効果が期待できると見込まれること

(3) 計画の具体性および実行性に関する判定基準

目的が明確であり、活動計画及び支出根拠が合理的であると見込まれること

(4) 計画の完了および支出計画に関する判定基準

緊急性が高く社会的要請が高いと見込まれること

(5) 財団の目的に関する判定基準

障がい者の社会参加と自立促進、障がい者福祉の向上に寄与すると見込まれること

(6) その他の判定基準

緊急性が高い場合を除き、2年連続の申請に該当しないこと

(選考の方法)

第3条 選考は、事務局が応募提出書類の確認及び整理を行ったうえで、選考委員会が第2条の選考基準に基づき書類選考を行う。

2 事務局は応募提出書類の状況及び内容について、以下項目の確認を行う。

(1) 募集要項に定める提出書類が整っているか

(2) 募集要項に定める助成対象範囲に合致しているか

(3) 申請前及び助成決定前に購入又は着手したものに該当しないか

(4) 他団体に重複して申請していないか

(5) 助成対象外経費が含まれていないか

(6) 反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請に該当しないか

3 選考委員会は、選考委員が第2条第2項による選考の評価点をもとに総合的な観点から評価及び順位を定め、上位者から順次、助成金の交付対象者を選考する。

4 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。

(選考基準の改廃)

第4条 この選考基準の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(細目)

第5条 この選考基準の実施について必要な事項は、理事長において別に定める。

附則

この基準は、2019年11月8日から施行する。